

## 有害物の発散抑制対策の規制の現状

### 措置を中心とする規制

- ① 有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則等において、有機溶剤や特定化学物質等を取り扱う作業等を行う際は、密閉化設備・局排・プッシュプル(局排等)の設置が義務づけられている
- ② 有機則や特化則において、局排等の要件が詳細に定められている  
例: 1)フードは発散源毎に設けること 2)ダクト(配管)は出来るだけ短く、バンド(曲り)の数が出来るだけ少ないこと 3)排気口は屋外に設けること など
- ③ 局排等の制御風速、抑制濃度  
【有機則】 一定の制御風速以上での稼働が必要  
【特化則】 抑制濃度以下での稼働が必要
- ④ 定期の作業環境測定の実施  
評価結果が第3管理区分 → 第1管理区分又は第2管理区分となるようにする義務  
評価結果が第2管理区分 → 第1管理区分となるようにする努力義務

## 管理濃度に重点を置く発散抑制対策

### 措置の結果である管理濃度を守ることを中心とする規制

有害物の発散抑制対策について、管理濃度以下とすることに焦点を当てた規制の見直しを行い、より職場の安全衛生水準の向上を目指す

※ 高い安全衛生水準を実現出来る一部の事業者について特例的に認める